

■よくあるお問い合わせ（島原市事業継続支援給付金）

令和3年3月4日現在

Q1：事業継続支援給付金とはどのようなものですか？

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者等を支援するための給付金です。

Q2：どのような場合に給付金を申請できますか？

次の(1)から(5)の要件にすべてに該当する方が申請できます。

- (1) 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があることや不要不急の外出・移動自粛など新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売上が対前年(又は対前々年)比20%以上減少している事業者
- (2) 令和3年2月1日現在において、市内に本社または本店を有する法人、または市内に住所を有する個人事業主、農業または漁業を主業として営む者
- (3) 令和2年12月末までに創業し、引き続き事業を継続する意思があること
- (4) 令和元年12月末時点までに納期限が到来した市税に滞納がないこと
- (5) 各市町の営業時間短縮要請協力金を受給していないこと

Q3：農業や漁業以外にも収入を伴う事業や会社等に勤務している場合は対象になりますか？

農業や漁業を主業としている方が対象となります。農業や漁業の収入が全体の収入（年金を除く）の50%以上を占める必要がありますので、確定申告書等の写しで判断します。

Q4：対象にならない業種はありますか？

要件に合致していれば業種を問わず対象となりますが、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・法人税法別表第一に規定する公共法人（別表参照）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・政治団体
- ・宗教上の組織若しくは団体
- ・上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

Q5：本社・本店が市外にある場合対象になりますか？

対象となりません。本社・本店が市内にある法人と市内に住民登録のある個人が対象です。

Q6：複数の店舗がある場合、店舗の数だけ申請できますか？

できません。1事業者につき1件の申請となります。

Q7：趣味の家庭菜園で作った野菜を知人に安価で譲っています。対象になりますか？

対象となりません。給付金の対象は、事業を営む事業者です。

なお、事業者であることを確認するため、申請時には確定申告書（写し）等が必要です。

Q 8：いつまでに創業していれば対象となりますか？

県の特別警戒警報発令に伴う様々な要請等による影響が要件ですので、令和2年12月末までに創業し、今後も事業を継続する意思のある事業者が対象です。令和3年1月以降に創業した事業者は対象外となります。また、令和3年1月以降廃業した事業者も対象外となります。

Q 9：複数の業種の事業所を運営していて、その一部の売上が減少している場合、対象となりますか？

ひとつの部門が20%以上減となっても、他の部門で増加していれば、減収分を補うことができるので、対象事業者の全売上で比較して判断します。

Q 10：個人事業主やフリーランスの売上の取り扱いはどうなりますか？

個人事業主の売上高は、事業収入が対象になります。不動産収入や給与収入、年金収入や雑所得は売上高に計上できません。

ただし、フリーランスの方については、事業にかかる給与や雑収入を合算したものを売上高とします。なお、フリーランスの方は確定申告書のみでは被雇用者との区別が困難なため、請負や業務委託の契約書等の添付をお願いします。

Q 11：売上高を比較する基準年は、前年または前々年のどちらでも良いですか？

昨年の1月または2月には、既にコロナの影響で前年比が落ち込んでいる業種も見込まれるため、そうした業種においても影響前との比較ができるよう、前々年を含めています。どちらを選択するかは申請者の任意とします。

Q 12：創業して1年経っておらず、令和2年2月以前の売上がありません。売上高の比較はどうすれば良いですか？

創業の時期により令和2年1月または2月の売上高の算定ができない事業者については、以下の対応をお願いします。

【令和2年2月2日から令和2年11月1日までに創業した事業者】

「令和2年2月分の売上」か「令和2年2月から同年12月までのうちの任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または同年2月の売上高とみなします。

【令和2年11月2日から令和2年12月末日までに創業した事業者】

「令和2年12月分の売上」か「令和2年11月分及び同年12月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または同年2月の売上高とみなします。

Q 13：申請書の受付はいつまでですか？受付の方法は？

5月31日（月）まで受付（郵便消印有効）を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送での申請をお願いします。

申請書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、本庁舎（産業政策課）、有明庁舎（農林水産課）のほか、島原商工会議所や有明町商工会へ設置しています。

Q 14：給付金の税の取り扱いはどうなりますか？

税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されますが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に法人税・所得税・住民税の課税対象となりません。また、役務の提供を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないため、消費税の課税対象となりません。

■別表（Q5：法人税法別表第一に規定する公共法人）

- | | | |
|--------------|----------------|------------|
| ・ 沖縄振興開発金融公庫 | ・ 株式会社日本政策金融公庫 | ・ 港務局 |
| ・ 国立大学法人 | ・ 社会保険診療報酬支払基金 | ・ 水害予防組合 |
| ・ 水害予防組合連合 | ・ 大学共同利用機関法人 | ・ 地方公共団体 |
| ・ 地方公共団体金融機構 | ・ 地方住宅供給公社 | ・ 地方道路公社 |
| ・ 地方独立行政法人 | ・ 独立行政法人 | ・ 土地開発公社 |
| ・ 土地改良区 | ・ 土地改良区連合 | ・ 土地区画整理組合 |
| ・ 日本下水道事業団 | ・ 日本司法支援センター | ・ 日本中央競馬会 |
| ・ 日本年金機構 | ・ 日本放送協会 | |